



平成 21 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 富井 俊夫
(コード番号 5805 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役人事総務統括部長 西田 征拓
(TEL. 03-5532-1911)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 1 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日に開催予定の第 113 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更(いわゆる「株券電子化」)されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。
- (2) 公告に関する周知性の向上および手続きの合理化を図るため、現行定款第 5 条(公告方法)を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (3) 会社法第 194 条第 1 項の規定に基づき、株主のみなさまの便宜を図るため、変更案第 10 条(単元未満株式の買増し)を新設し、併せて単元未満株主の権利を規定する現行定款第 10 条(単元未満株式についての権利)を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 10 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新 設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 る)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 (削 る)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u> 第 10 条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">（新 設） （新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
--	---